

規制シート(様式)

190201101230002

平成28年12月27日

規制の名称	警戒避難体制の整備、特定開発行為・特定建築行為の制限	所管府省	国土交通省
根拠法令等	津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局水政課長 甲川 壽浩
規制目的	警戒避難体制の整備並びに開発区域内の土地及び建築物を津波に対し安全なものとするにより、地下街等及び要配慮者利用施設の利用者の津波からの生命・身体の保護を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、市町村長へ報告するとともに公表しなければならない。また、当該計画に基づく訓練を実施し、その結果を市町村長へ報告しなければならない。 ・津波災害特別警戒区域において、土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が要配慮者利用施設であるものをしようとする者は、都道府県知事等の許可が必要。 ・津波災害特別警戒区域内において、要配慮者利用施設の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可が必要。 	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域内における、避難確保計画の作成等の義務、特定開発行為・特定建築行為に係る都道府県知事の許可については、地下街等及び要配慮者利用施設の利用者の津波からの生命・身体の保護に寄与することから、引き続き規制の維持が必要と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		